

議 案 参 考 資 料

[令和 8 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係(担当)]

市民課 住民担当

議案名

議案第 68 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、個人番号カードとしての機能を有した特定在留カード及び特定特別永住者証明書(以下「特定在留カード等」という。)の運用が開始されたことを踏まえ、多機能端末機で特定在留カード等を利用した印鑑登録証明書の交付申請を可能とするよう規定を整備します。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 59 号)が公布され、外国人の利便性向上と行政手続の効率化のため、令和 8 年 6 月 14 日から特定在留カード等の申請、交付が可能となりました。

このことを踏まえ、コンビニエンスストア等における多機能端末機での印鑑登録証明書の交付申請について、現行の個人番号カード、移動端末設備(電子証明書機能を搭載したスマートフォン)に加え、特定在留カード等を利用して行うことができるよう改正を行うものです。